P1

社会保障審議会障害者部会

第89回（H30.3.2）資料7

マイナンバー制度における身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳に係る課題

課題

○現在、障害者手帳を所持している者が、各種税の減免、公営住宅、障害者雇用助成金等の行政手続等を行う場合、障害者手帳の添付が必要となっている。

○平成２９年１１月より、マイナンバー制度に基づく行政機関間の情報連携の本格運用が開始され、各種行政手続等で添付書類の省略が可能となっている。

○しかし、これまで、障害者手帳（身体、精神。以下同じ）所持者が転居した際に障害者手帳に関する住所変更の届出を適切に行っていないケースが多かったことから、障害者手帳の関する情報連携の本格運用の開始は見合わせている。このため、引き続き行政手続等の際には障害者手帳を提出する必要がある状況。（平成３０年７月目途まで試行運用を継続）

対応

○障害者手帳所持者には、現在の住所に合った形で障害者手帳に関する住所

　変更届出を行っていただく必要がある。

○なお、マイナンバー制度における障害者手帳の取扱いを周知するチラシ（別添１）と「居住地等変更届」の提出を促すチラシ（別添２）を作成し、障害者団体と自治体等に、それぞれへ周知の協力を依頼中。

P2

障害者手帳（身体･精神）をお持ちの皆さまへ

マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ

▶ マイナンバーは、国民の皆さま一人ひとりが持っている番号です。

▶ 市役所等の窓口で申請などをする際、この番号を 使うと、市役所等が関係機関に問合せをするだけで、 皆さまの手帳情報などを得ることができます。 この仕組みを「情報連携」といい、情報連携が可 能になると、申請者が手帳のコピー等を提出する必 要がなくなり、便利になります。

平成30年７月頃までは障害者手帳が必要です

▶ ただし、障害者手帳については、マイナンバー を使った「情報連携」が当面延期されており、平 成30年7月頃までは、これまでと同じく、障害者 手帳のコピー添付等が必要です。 ▶ 市役所等で申請を行う際は、引き続き障害者手 帳のご持参をお願いいたします。

▶ 障害者手帳に書かれた住所・氏名等が変わって も、市役所等で変更の手続きをしていない場合な どは、平成30年７月以降も、マイナンバーを使った情報連携が行えない可能性があります。 お心当たりのある方は、お住まいの自治体の市 役所等で手続してください。

P3

お持ちの障害者手帳、 ご確認ください。

こんな時、変更の届出が必要です

引っ越した

名字が変わった

手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が、現在のもの と違うときは、お住まいの自治体へお知らせください。

マイナンバー制度との連携が始まります！

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバーによる情報の連携が可能になります。変更の届出をすると、今後、各種手続の際、手帳の提出が不要になる場合があります。 マイナンバー制度との連携が始まります！

▶ お問合せは、お住まいの市区町村の 障害福祉担当課 まで